

## 第2章 計画推進の基本方針

### 1 基本方針

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を基本とするとともに、本市の実状を勘案し、今後の子ども読書活動にあたって次の3点を基本方針とします。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供
- 読書に関わる環境の整備と充実
- 学校における読書活動の充実

### 2 重点的に取り組む事項

上記の3つの基本方針を踏まえ、重点事項として次のことに取り組みます。

#### (1) 読書の楽しさを知る機会の提供

- 子どもが自主的に読書習慣を身につけられるように、幼児期からの読書活動を推進します。
- 子どもを取り巻く社会全体で読書活動の推進が図れるよう、読書活動の重要性について地域や保護者へ啓発していきます。

#### (2) 進んで読書を行うための環境の整備と充実

- 学校図書館や市立図書館等の読書環境を整備し、子どもにとって魅力的な図書館運営に取り組みます。
- すぐれた児童書を身近に手に取れる環境の整備に努めます。

#### (3) 学校における読書活動の工夫改善

- 各教科や領域等で図書館を有効活用し、読書活動を推進します。
- 校内における読書環境を改善し、学校生活全体を通じて読書に親しむ態度の育成を図ります。
- 子どもが進んで読書活動に取り組めるような、学校図書館の施設環境の整備や資料の充実に努めます。

### 3 計画期間

計画の期間は、平成23年度からおおむね5年間とします。